

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2015.12 No.292

健全性支援実績No1を目指す！

T&FG group

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872 (編集担当 岸本)
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- ・ 年末調整について
 - ・ 退職金について
 - ・ NISAの拡充について
- § 1日公庫開催のご案内

[今月のトピックス]

- ・ 税務相談Q&A情報コーナー
- ・ 国税庁情報コーナー
- ・ 今月お役立ちホームページ

年末調整について

ご質問の多い項目とは

今年も、年末調整の時期がやってきました。ご質問の多い項目について、記載を致しましたので、参考にして下さい。

配偶者控除と配偶者特別控除についてよく聞かれる質問

(1) 妻の年収が103万円以下の場合

通常、妻の年収がパート収入のみで、その収入金額が103万円以下であれば、夫は自身の所得から配偶者控除(38万円)を受けることができます。また、妻の収入にも所得税は課税されません。

(2) 妻の年収が103万円を超えた場合

妻のパート収入が103万円を超えてしまうと、夫は配偶者控除を受けられなくなり、妻本人の収入にも所得税が課税されます。

但し、103万円を超えても、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など一定の所得控除によって所得税が課税されない場合もありますのでご留意下さい。

(3) 103万円を超えても妻のパート収入が141万円未満の場合

夫の合計所得金額が、1,000万円以下であるなど一定の要件を満たせば、夫は配偶者の合計所得金額に応じた配偶者特別控除を受けることができます。

(4) 妻の年収が130万円を超えた場合

妻の収入が130万円を超えると、夫の社会保険の扶養家族(被扶養者)からも外れてしまいます。

(5) その他

パート収入は103万円以下であっても、例えば、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金など他

3. 株主

配当を行う法人については、株主から個人番号の提供を受ける必要があります。「配当、剰余金の分配の支払調書」は、配当が確定した日から1カ月以内に提出する必要があります。

安全管理措置

中小企業者については、特例により緩和されているものの特定個人情報等の適正な取扱いのために、安全管理措置を講じなければなりません。

1. 組織体制の整備

誰が個人番号を取り扱うのかを決めておく必要があります。事務取扱担当者が複数いる場合には、責任者と事務取扱担当者を区分しておくことが望まれます。

2. 取扱規定等による運用及び取扱状況を確認する手段の整備

取扱規定等は、取得・利用・保存・提供・廃棄の段階ごとに、取扱方法、担当者及びその業務について規定します。また、取扱状況がわかる記録を保存する必要があります。例えば、業務日誌等において、特定個人情報の入手・廃棄、源泉徴収票の作成日、本人への交付日、税務署への提出日等の特定個人情報の取扱い状況を記録します。

3. 情報漏えい等事案に対応する体制の整備

従業員から責任ある立場のものに対する報告連絡体制をあらかじめ確認しておき、責任ある立場のものは定期的に点検を行う必要があります。

4. 物理的安全管理措置

間仕切り等の設置や後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置を工夫します。特定個人情報を取り扱うパソコンや書類については、施錠できるキャビネットや書庫に保存します。

5. 技術的安全管理措置

特定個人情報等を取り扱うパソコンを特定し、そのパソコンを取り扱う事務担当者を決めておくか、パソコンに標準装備されているユーザー制御機能により、情報システムを取り扱う事務担当者を限定することが望まれます。

委託の取扱い

個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする場合には、委託先において特定個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならないとされています。具体的には、委託先の設備や従業員の監督状況等を確認し委託先を適切に選定します。安全管理措置を盛り込んだ委託契約を締結し、契約の条項に契約内容の遵守状況について報告を求める規定及び実地の調査を行うことができる旨を規定します。

*TFGとの委託については、当方でご準備致します。



経営指標解説コーナー

設備投資効率とは

設備投資効率とは、付加価値額を平均有形固定資産で除した数値であり、生産設備がどれほどの付加価値を生



税務相談 Q&A 情報コーナー

医療費控除で残しておきたい領収書

医療費控除を受けるためにも、直接、病院やクリニック、薬局等に払った診察、治療、入院、薬代については領収書をみなさん残されていますが、急病の為やもえず利用した等のタクシー代についても領収書を残しておくことで医療費控除の対象になります。又、治療や診察の為に利用するバス代や電車賃は領収書のかわりに、いつ、どの区間、利用金額を記録しておくことで医療費控除の対象となります。但し、自動車を利用した場合のガソリン代、高速代、駐車場や遠隔地での宿泊代や遠隔地で治療や診察をする必然性がない場合の交通費は医療費控除の対象にならないので注意してください。

退職金について

もらい方で税金が変わる

バブル崩壊後、終身雇用制度が崩壊しましたが、退職金は定年後、年金を受給するまでの生活の糧として役員・従業員の方にとって生命を維持するための大切なものです。その退職金を受給したとき退職所得控除を適用することで退職金に税金がかからなかったりします。ここでは、一括支給する退職金と中小企業退職金制度や企業年金制度による分割支給をした場合で税務上、どう変わるのかをご説明させていただきます。

一般的な退職金

退職金は他の所得と分離して、退職所得として課税され、その税金は、その退職者のその年の退職所得等の収入金額から退職所得控除を引いて 1/2 を掛けた課税退職所得金額に税率を掛けます。(勤続年数 5 年以下の役員には 1/2 を掛けられません)

この退職所得控除は以下の 1 . 2 の算式で計算します。

- 1 . 勤続年数 20 年以下 : 40 万円 × (勤続年数)
- 2 . 勤続年数 20 年超 : 800 万円 + [70 万円 × (勤続年数 - 20 年)]

勤続年数で 1 年未満の端数は切上げます。又、勤続年数 2 年未満の退職所得控除は 80 万円になり、障害者となったことに直接基因して退職した場合は別に 100 万円が加算されます。

退職金の税金について、住民税は課税退職所得金額に一律 10% の税率が課せられますが、所得税は課税退職所得金額に対して以下の計算式で求めたものです。又、2.1% の税率で復興特別所得税が課せられます。

課税退職所得金額	税率
195 万円以下	5%
195 万円を超え 330 万円以下	10%-97,500 円
330 万円を超え 695 万円以下	20%-427,500 円
695 万円を超え 900 万円以下	23%-636,000 円
900 万円を超え 1,800 万円以下	33%-1,536,000 円
1,800 万円を超え 4,000 万円以下	40%-2,796,000 円
4,000 万円超	45%-4,796,000 円

中小企業退職金制度や企業年金制度による分割支給

中小企業退職金制度や企業年金制度による分割支給を受けた場合、毎年、雑所得として課税され、その税金は、公的年金等の収入金額の合計額×割合より控除額を引いた公的年金等に係る雑所得に税率を掛けます。この割合と控除額はその方の年齢と公的年金等の収入金額の合計額によりかわり以下の通りです。

65歳未満の方 公的年金等の収入金額の合計額が700,000円迄は公的年金等に係る雑所得はゼロ

公的年金等の収入金額合計額	割合	控除額
700,001円以上1,300,000円未満	100%	700,000円
1,300,000円以上4,100,000円未満	75%	375,000円
4,100,000円以上7,700,000円未満	85%	785,000円
7,700,000円以上	95%	1,555,000円

65歳以上の方 公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円迄は公的年金等に係る雑所得はゼロ

公的年金等の収入金額合計額	割合	控除額
1,200,001円以上3,300,000円未満	100%	1,200,000円
3,300,000円以上4,100,000円未満	75%	375,000円
4,100,000円以上7,700,000円未満	85%	785,000円
7,700,000円以上	95%	1,555,000円

中小企業退職金制度や企業年金制度による一括支給と退職金の分割支給

中小企業退職金制度や企業年金制度により分割でなく一時金として受給した場合、退職所得となり、上記の退職所得控除を適用して退職金に係る税金を計算します。また、企業内年金制度がないのに退職金を分割で支給した場合、2年程度の短期間での分割であれば一旦、退職金の総支給額から退職所得控除を適用して退職所得として税金計算を行い、支給を受けた都度、支給を受けた割合でその税金を納付します。それ以外は、年金として雑所得となりますが、公的年金等ではないので公的年金控除を適用できず、年金収入金額が全額雑所得となるので、税負担は大きなものとなるので注意してください。

NISAの拡充について

ジュニアNISAを中心に

皆さまご存知の通り、2014年1月から「NISA(ニーサ)〔=少額投資非課税制度〕」が開始されております。CM等でNISAと連呼されておりますが、こういった制度なんでしょうか？ジュニアNISA等、新たに、拡充・変更もしくはそれが予定されているものもございますので再度、確認したいと思っております。

NISAとは？再確認しましょう

NISAとは、「株や投資信託(投信)などの運用益や配当金を一定額非課税にする制度」です。NISA口座で取引をすると、税金面で大きなメリットが受けられます。しかしながら、デメリットも考えられます。

ちなみに、“NISA”は、イギリス発祥の「ISA（個人貯蓄口座）」の制度を参考に作られました。

平成26年1月から、「毎年100万円まで」の非課税投資枠が設定され、投資金額100万円分までの株式投資や投資信託にかかる値上がり益や配当金（分配金）が非課税となります。

平成26年から制度が始まり、その後、10年間、毎年新たに100万円の非課税枠が追加されます。非課税の期間は、それぞれ最大5年間となっており、途中で売った場合は、非課税枠を使ったとみなされ、再利用をすることができません。さらに、非課税枠を使つての投資総額は合計500万円までとなっており、それ以上の金額は非課税の対象とはなりません。

ジュニアNISAとは

NISA開始時は、利用できる年齢は20歳以上とされておりましたが、平成28年から未成年者名義の口座開設が行なえるジュニアNISAが可能となります。平成28年1月から申込み受付開始、4月より投資可能となります。ジュニアNISAは、相続税対策や教育資金の準備に活用が期待されています。

(1)ジュニアNISAのポイント

日本に住む0～19歳の未成年者について口座開設が可能です。親権者等が代理で資産運用を行うことができます。投資上限額は、毎年80万円までで、5年間で最大400万円となっております。非課税期間はNISAと同じで、投資した年から5年間となります。投資額からの収益（売却益・配当等）はもちろん非課税です。20歳以降は自動的にNISA口座が開設されます。

(2)投資可能期間

投資可能期間は、平成28年4月から平成35年までとされており、平成35年末以降、当初の非課税期間（5年間）の満了を迎えても一定の金額までは、20歳になるまで引き続き非課税で保有できます

(3)注意点

口座開設者が18歳になるまでに、ジュニアNISA口座から払出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります。ジュニアNISA口座は1人1口座です。ジュニアNISA口座開設後は、金融機関の変更ができません。（廃止後の再開設は可能です）ジュニアNISA口座において投資できる金融商品や受けられるサービスは各金融機関によって異なりますので、ジュニアNISA口座申込みの際の金融機関の選択に当たってはよく検討が必要です。収益（売却益・配当等）が発生しても非課税となりますが、損失が発生してもその損失はないものとみなされ、損益通算や損失の繰越控除ができません。なお、NISAで新たに制度拡充が予定されているものがあります。現行のNISAの非課税枠が100万円から120万円に拡充されることです。しかしながら、NISAにつきましてはメリットは多々あるものも、デメリットもあり、元本保証のない投資であるということを念頭に置き、その活用を考えるべきかと思えます。



国税庁情報コーナー

法人番号のネット公開について

マイナンバーの法人番号は広く一般にご利用いただくことを前提としており、10月5日（月）にインターネット上に「国税庁法人番号公表サイト」が開設され、基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号）が掲載・公表されています。



今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。
平成 26 年 2 月から適用されている「経営者保証に関するガイドライン」についてご存知でしょうか。本ガイドラインの目的は経営者保証なしでも融資を受けられる道を示すことで、中小企業の活力を一層引出すことです。政府広報オンラインでは、本ガイドラインの利用方法や活用事例について非常に分かりやすく解説されていますので、ご関心のある方は是非一度ご覧下さい。

「政府広報オンライン」

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/20>

「第 2 回マイナンバー開始対応セミナー」

10 月 6 日大阪産業創造館にてマイナンバー開始直前セミナーを開催しましたが、満席となり参加できない方もいらっしゃいましたので、急遽追加のセミナーを開催することとなりました。いよいよ開始のマイナンバー制度対応に関して抑えておくべきポイントを分かりやすくご紹介します。

講 師：**TFG** 税理士法人 所属税理士

日 時：平成 27 年 11 月 5 日（木）14：00～16：00

場 所：コンファレンスプラザ 大阪御堂筋 B1 会議室
（大阪市中央区瓦町 3-5-7）本町駅 1 番出口より北へ徒歩 2 分

参加費：無料

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 新井、岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 ... **T&FG** group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐